

(注) 1 ※印が付された欄は、記入しないでください。

- 2 この申告書は、地方税法第73条の18及び広島県税条例第61条の規定により不動産取得の日から60日以内に不動産所在地の市町長を経由して県税事務所長に提出することになっています。(ただし、60日以内に登記の申請をした場合を除く。)なお、直接県税事務所に提出しても差支えありません。また、住宅用土地の減額(還付)に関する申告(申請)の場合は直接県税事務所長へ提出してください。
- 3 表面注1の□アにレ印を付した場合、広島県税条例第57条の2第1項(住宅の取得に対する不動産取得税の特例(住宅控除))の申告となります。
住宅の取得について、次の要件に該当する場合は、不動産取得税の課税標準となる住宅の価格から次の一定の額が控除され、還付すべき額があれば還付されます。要件に該当する場合は、そのことを証する書類を添付してください。
 - (1) 特例適用住宅(地方税法施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)が新築された場合は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額が住宅の価格から控除されます。
 - ア 住宅(床面積が40㎡※以上240㎡以下)の新築 1,200万円
 - イ 長期優良住宅(床面積が40㎡※以上240㎡以下)の新築 1,300万円(令和8年4月1日から令和13年3月31日までの取得に限る。)
※令和8年3月31日までに取得した住宅は50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)となります。
 - (2) 個人が次のいずれの要件にも該当する耐震基準適合既存住宅(地方税法第73条の14第3項に規定する住宅をいう。)を取得した場合は、住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額が住宅の価格から控除されます。
 - ア 自己の居住の用に供するもの
 - イ 床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(令和8年3月31日までに取得した住宅は50㎡以上240㎡以下のもの)
 - ウ 昭和57年1月1日以後に新築されたもの又は建築士等による耐震基準に適合することの証明(住宅の取得前2年以内のものに限る)を受けたもの
- 4 表面注1の□イにレ印を付した場合、広島県税条例第64条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の申告及び第67条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)の申請となります。
住宅用土地の取得については、次の要件に該当する場合は、不動産取得税が減額され、還付すべき額があれば還付されます。要件に該当する場合は、そのことを証する書類を添付してください。
 - (1) 特例適用住宅が新築された場合
 - ア 土地を取得した日から2年(令和13年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合(土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。)
 - イ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合
 - ウ 新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その住宅が新築された日から1年以内に取得した場合
 - (2) 耐震基準適合既存住宅等(地方税法第73条の24第2項に規定する住宅をいい、平成10年4月1日以後に新築された未使用の住宅を含む。)の用に供する土地の場合
 - ア 土地を取得した者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自己が居住するために取得した場合(耐震基準適合既存住宅等とその敷地を同時に取得した場合を含む。)
 - イ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を自己が居住するために取得していた場合
 - (3) 耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のもので、その取得が地方税法第73条の27の2第1項の規定に該当する場合に限る。)の用に供する土地の場合(平成30年4月1日以降の取得に限る。)
 - ア 土地を取得した者が、その土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(耐震基準不適合既存住宅とその敷地を同時に取得した場合を含む。)
 - イ 土地を取得した者が、その土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合
 - (4) ただし、上記の(1)(2)(3)の住宅については一定の要件に該当している必要があります。
- 5 不動産の取得及び取得者とは、おおむね次に掲げるものをいいます。
 - (1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われなときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
(ただし、令和13年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。)
 - (2) 家屋を増築した場合は、その家屋の床面積又は体積が増加した場合においては、その増築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (3) 家屋を改築した場合は、その家屋の価格が増加した場合においては、その改築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (4) 家屋を移築した場合は、その家屋を解体し、他の場所に同一材料で建築した場合においても、その移築をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。
 - (5) 売買、贈与、交換等の場合は、登記の有無にかかわらず、現実不動産の所有権を取得した時に、その不動産の所有者が取得者となります。
- 6 申告書の記載は、次によってください。
 - (1) 取得者が複数の場合は、「取得者」欄に連名で記入してください。また、各自の共有持分を「取得者」欄に記入してください。
 - (2) 「構造又は地目」、「種類」及び「取得原因」については、該当する項目に○を記載してください。なお、該当する項目がない場合には、「その他()」に記載してください。
 - (3) 「前所有者又は工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)」欄は、承継取得の場合は前所有者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入し、家屋を建築した場合は、工事施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)を記入してください。
 - (4) 「新築住宅・既存住宅」については、該当するものに○を記載し、その住宅が新築された年月日を記載してください。
- 7 地方税法第73条の4から第73条の7まで、第73条の14第7項から第15項まで、附則第10条、附則第11条又は附則第12条第1項の規定のいずれかに該当する場合には、その旨を証明する権限のある機関の証明書等を添付してください。
- 8 木造家屋以外の家屋を建築した場合は、平面図、立面図、仕上表、建具表等の家屋の図面と工事見積書等を添付してください。これらの書類が添付できないときは、不動産取得申告書の附属表を添付してください。
- 9 必要となる添付書類、その他詳しいことは、県税事務所(本所又は西部県税事務所東広島分室)へお尋ねください。